

議案第13号

令和元年度二宮町下水道事業特別会計補正予算（第3号）

令和元年度二宮町の下水道事業特別会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,601千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ975,399千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和2年2月18日提出

二宮町長 村田 邦子

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

款	項
1 分 担 金 及 び 負 担 金	
	1 分 担 金
	2 負 担 金
7 町 債	
	1 町 債
歳 入	合 計

歳 出

款	項
1 総 務 費	
	1 下 水 道 総 務 費
2 事 業 費	
	1 公 共 下 水 道 事 業 費
4 予 備 費	
	1 予 備 費
歳 出	合 計

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
14,467	14,601	29,068
676	1,244	1,920
13,791	13,357	27,148
300,600	△12,000	288,600
300,600	△12,000	288,600
972,798	2,601	975,399

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
203,326	2,849	206,175
203,326	2,849	206,175
219,156	0	219,156
218,647	0	218,647
1,248	△248	1,000
1,248	△248	1,000
972,798	2,601	975,399

第2表 地方債補正

(変更)

(単位 千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
公共下水道 事業債	200,200	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利 率見直し方 式で借り入 れる政府資 金等につい て、利率の 見直しを行 った後に おいては、 当該見直し 後の利率)	政府資金につ いては、その融 資条件により、銀行 その他の場合に はその債権者と 協定するものによ る。ただし町財政 の都合により据置 期間及び償還期 限を短縮し、又は 繰上償還もしくは 低利に借換えす ることができる。	188,200	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利 率見直し方 式で借り入 れる政府資 金等につい て、利率の 見直しを行 った後に おいては、 当該見直し 後の利率)	政府資金につ いては、その融 資条件により、銀行 その他の場合に はその債権者と 協定するものによ る。ただし町財政 の都合により据置 期間及び償還期 限を短縮し、又は 繰上償還もしくは 低利に借換えす ることができる。
計	300,600				288,600			